

コーポレートガバナンスガイドライン

株式会社エフ・シー・シー

第1章 総則

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第1条 当社は、企業理念に立脚し、株主をはじめ顧客、従業員および地域社会等のステークホルダーからの信頼を高め、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の最重要課題の一つとしてコーポレートガバナンスの充実に取り組む。

<企業理念>

「わたしたちは、独創的なアイデアと技術でお客様に喜ばれる製品・サービスを提供することで社会へ貢献します。」

第2章 株主との関係

(株主の権利、平等性の確保)

第2条 当社は、株主の平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使のための環境を整備する。

- 2 当社は、株主総会において株主が適切に権利行使できる環境を整備する。
- 3 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、必要な対応を検討する。

(株主との建設的な対話)

第3条 当社は、株主との対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を定め、ディスクロージャーポリシーとして開示する。

- 2 当社は、株主との対話を通じて把握された意見等は、取締役会に適切にフィードバックする体制とする。

(資本政策の基本的な方針)

第4条 当社は、将来の成長のために必要な設備投資や研究開発を行い、会社の競争力を維持、強化することで企業価値の向上に努めるとともに、連結業績や配当性等を総

合的に勘案し、安定した配当を継続する。

(政策保有株式に関する方針)

- 第5条 当社は、顧客や取引先との取引関係の維持、強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合、その株式を保有することがある。
- 2 政策保有株式については、毎年、取締役会で取引の性質や規模に加え、保有に伴う便益やリスク等を勘案し、保有の適否を検証する。
 - 3 政策保有株式の議決権行使にあたっては、当該会社の経営方針等を尊重したうえで、保有目的を踏まえた適切な議決権行使を行う。

(利益相反取引)

- 第6条 取締役が自己または第三者のために当社と取引を行おうとする場合は、会社法で定められた手続きに基づき、取締役会で承認を得るとともに、その重要事実を取締役に報告する。

第3章 株主以外のステークホルダーとの関係

(ステークホルダーとの関係)

- 第7条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上は、株主以外の多様なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努める。

第4章 取締役会等の責務

(取締役会等の役割・責務)

- 第8条 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営方針その他重要な業務執行を決定する。
- 2 取締役会は、法令、定款に定められた事項のほか、取締役会規程により取締役会の決議事項を定める。
 - 3 取締役会は、内部統制の整備をはじめ、適切なリスクテイクを支える環境を整備する。
 - 4 当社は、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会を設置する。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申内容を十分尊重するものとする。

(取締役会の構成)

- 第9条 取締役会は、定款に定める12名以内の適切な人数で構成し、そのうち監査等委員である取締役は5名以内とする。
- 2 独立社外取締役は3分の1以上とする。
 - 3 取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性を考慮し、取締役会全体として多様な知見と経験がバランスされるよう構成する。
 - 4 東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、社外取締役の独立性に十分配慮する。
 - 5 監査等委員である取締役には、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者を含むものとする。

(取締役の選解任の方針)

- 第10条 取締役は、人格、見識に優れた人物であることに加え、高い倫理観を有する者とする。
- 2 取締役は、当社の業務に関する専門的見地と豊富な経験を有する人物または出身分野における専門的見地と豊富な経験を有する人物とする。
 - 3 取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申を受け、前条に定める取締役会の構成も踏まえ、取締役の職務を適切に遂行できる資質等を勘案し、取締役の選解任を決定する。

(役員報酬の決定方針)

- 第11条 当社の取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全かつ適切なインセンティブとして機能するよう、業績や株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、個人評価報酬、業績連動賞与および株式報酬により構成し、社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。
- 2 基本報酬は、現金による月額固定報酬とし、役位、職責および他社の水準等を総合的に勘案して決定するものとする。
 - 3 個人評価報酬は、個々の取締役の業績貢献度による定性的評価等に基づく現金報酬とし、翌年度の基本報酬に加算して月額で支給する。業績連動賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結事業利益に応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給する。なお、特段の勘案すべき要素があった場合には指名・報酬諮

問委員会で審議する。

- 4 株式報酬は、株主との価値共有を進めることを目的に、退任時までの譲渡制限を付した普通株式（譲渡制限付株式）を毎年一定の時期に付与する。
- 5 当社の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を踏まえ、指名・報酬諮問委員会において検討を行う。報酬等の種類別の割合の目安は、標準時で基本報酬：個人評価報酬：業績連動賞与：株式報酬＝65：10：10：15とする。
- 6 役員報酬に関する事項は、その妥当性や決定プロセスの客観性、透明性を確保するため、社外取締役が過半数で構成する指名・報酬諮問委員会における答申を受け、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲において、取締役会決議により決定する。監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲において、監査等委員である取締役の協議により決定する。個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定する。

（取締役会の実効性評価）

第12条 取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要について開示する。

（取締役に対する研修）

第13条 当社は、取締役に対し、就任時に研修を実施し、経営、法令、財務等に関する必要な知識を取得し、取締役に求められる役割・責務を十分に理解する機会を提供する。就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を提供する。

以上